

建築分野の中長期的なあり方に関する懇談会の設置等について（案）

1. 設置趣旨

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の制定から約 75 年間が経過し、その間我が国の経済社会情勢は大きく変化している。
- 建築分野においても、変化する情勢に合わせて各種の制度を創設・改正し、随時対応を重ねてきたところであるが、ストックが充足しつつも担い手の減少が見込まれる今後の局面において、最低限の安全性を確保しつつも柔軟な建築物の利活用を推進し、建築の発展及び改善を促すためには、社会資本としての建築物・市街地の中長期的なあり方を検討する必要がある。
- 建築分野における多種多様な課題に対し、専門分野を超えた大局的見地から対応すべき課題を整理するため、建築学、建築行政その他の建築分野における有識者及び実務者等から構成する懇談会を設置する。

2. 当面の検討内容

- 懇談会では、建築生産・建築行政の現場で発生している問題や解決すべき課題について、建築分野の有識者・実務者等から広く収集し、建築分野での中長期的なあり方の議論を進める上での以下の①～⑤に関する論点を整理する。
 - ① 中長期的なビジョンの目的
 - ② 建築分野において目指す社会像
 - ③ 目指す社会像の実現に向けた取組事項（ビジョンの枠組み）
 - ④ 中長期的なビジョンに係る論点・留意点・方向性の整理
 - ⑤ 中長期的なビジョンの具体化

3. スケジュール

第1回（5月）：上記①②③の検討・議論

第2回～第6回（6月～8月）：テーマ別に④の検討・議論

第7回（9月）：議論のとりまとめ

※⑤は建築分科会での議論を踏まえ、将来的に検討

「建築分野の中長期的なあり方に関する懇談会」規約

(名称)

第1条 本会は、「建築分野の中長期的なあり方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、建築分野における中長期的なあり方を議論する上で必要なニーズの把握及び論点整理を総合的に行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 懇談会の委員は、建築学、建築行政その他の建築分野に精通する学識経験者又は実務者等のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省住宅局長が選任する。
- 3 座長は、懇談会の会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

(懇談会の議事)

第5条 懇談会の議事は、非公開とする。

- 2 懇談会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 懇談会の資料については、座長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、国土交通省住宅局建築指導課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、令和7年5月8日から施行する。

建築分野の中長期的なあり方に関する懇談会
委員名簿

(敬称略)

(座長)	松村 秀一	神戸芸術工科大学 学長
(委員)	赤松佳珠子	法政大学デザイン工学部建築学科教授／ (株)シーラカンスアンドアソシエイツ 代表取締役
	安達 功	日経 BP 総合研究所 フェロー
	大島 芳彦	(株)ブルースタジオ 専務取締役
	奥野 功貴	広島県土木建築局建築課 課長
	腰原 幹雄	東京大学生産技術研究所 教授
	関谷 哲也	(公財)ギャラリー エー クワッド 理事長
	中山 靖史	(独)都市再生機構 理事
(オブザーバー)	長谷川 洋	(国研)建築研究所 理事